

量子技術基盤研究部門施設共用規則

平成28年4月1日

28ビ（規則）第1号

最終改正 令和5年4月1日

令05基（規則）第5号

（目的）

第1条 この規則は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成11年12月22日法律第176号。以下「機構法」という。）第16条第4号に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）の量子技術基盤研究部門が保有する施設及び設備のうち、共用に供するものとして機構があらかじめ指定した施設及び設備（以下「共用施設」という。）を、機構外の科学技術に関する研究開発を行う者（以下「利用者」という。）の利用に供するに当たっての基本的事項について定め、その業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、用語の定義は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「施設共用」とは、共用施設の利用のうち共同研究及び受託研究による利用を除くものをいう。
- (2) 「所長等」とは、量子技術基盤研究部門高崎量子応用研究所長及び関西光量子科学研究所長並びに量子技術基盤研究部門長（以下「部門長」という。）が指定する者のうち、共用施設の運転計画又は利用計画を決定する決裁権者をいう。

（共用施設の指定要件等）

第3条 共用施設の指定は、その機能、保有に要する資金、機構の研究開発への影響、社会・経済上の重要性等を勘案して行うものとする。

- 2 施設共用に割り当てる利用時間は、機構の研究開発業務を行う上で、重大な支障が生じるおそれがない範囲とする。

（共用施設の指定）

第4条 共用施設は、部門長が別に定めるものとする。

（情報提供）

第5条 機構は、利用者に対し、当該施設の利用に関して必要な情報を提供するものとする。

（利用課題の公募）

第6条 機構は、原則として年2回以上、成果を公開する利用課題（以下「成果公開課題」という。）の公募を行うものとする。ただし、大学が行う共同利用、並びに国及び地方公共団体から契約に基づき利用申請があった場合は、公募によらないことができる。

2 前項のほか、成果を公開しない利用課題は、随時利用課題を受け付けることができる。

（利用課題の採択）

第7条 利用課題の採択及び利用時間の配分は、所長等が決定するものとする。

2 成果公開課題の前項の決定については、所長等は、当該共用施設を所掌する施設共用課題審査委員会の意見を聴くものとする。

（施設共用の実施）

第8条 施設共用を行う場合における共用施設の維持管理、共用施設の利用者の安全確保、共用施設の利用調整等に係る業務は、共用施設の管理を担当する者（以下「施設管理担当者」という。）が実施する。

（利用者への支援）

第9条 機構は、共用施設の利用者の求めに応じて、装置等の操作、運転等の役務の提供を行うものとする。

2 機構は、共用施設の利用者の求めに応じて、装置等の操作、運転等の方法、実験試料等の作製方法、実験データ等の解析方法等に関し技術指導を行うものとする。

3 施設管理担当者は、前二項の支援を行うために必要な場合には、当該共用施設を業務上利用している組織の長に当該支援の実施を依頼することができるものとする。

4 前項の依頼を受けた組織の長は、特別の理由がない限り、協力しなければならない。

5 機構は、共用施設の利用者の求めに応じ、宿泊施設の貸与等の便宜供与を行うものとする。

（利用者に対する指示等）

第10条 研究施設の共用の受入れを担当する者（以下「受入担当者」という。）は、第7条の規定に基づき利用課題を採択された利用者に、別途部門長が定める「施設共用約款」（29ビ（規則）第1号。以下「約款」という。）を提示し、所定の申込書に必要事項を記載し、記名及び押印又は署名をしてこれを機構に提出するよう指示しなければならない。ただし、利用者からの申出に基づき、申込書に代わり共用施設の名称、施設共用の目的、方法、期間、利用料金等の必要な事項を記載した契約書により契約を締結することができる。

2 受入担当者は、施設共用の実施に伴い自らの施設において放射性廃棄物が発生する場合、約款第7条の定めに従い、利用者と同該放射性廃棄物の保管、処理及び処分について、

その責任及びその費用の負担の方法を提示しなければならない。

- 3 受入担当者は、成果公開課題により実施した施設共用が終了したときは、利用者に対し実施報告書の提出及び研究成果の公表をその期限とともに指示しなければならない。

(申込みの受付)

第11条 受入担当者は、利用者が前条第1項の指示に従って申込みをしたときは、受入可否について確認を行い、諾否を決定するものとする。

- 2 受入担当者は、前項の承諾を行ったときは、その者に所定の承諾書を送付しなければならない。

- 3 受入担当者は、第1項の拒否を行ったときは、拒否の理由を明らかにしてその者に通知しなければならない。

(管理台帳の作成)

第12条 受入担当者は、前条の規定により契約を締結したときは、契約の相手方の名称、契約金額、契約期間その他必要事項を明らかにした管理台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(解約)

第13条 機構は、利用者が契約を履行しないときは、解約することができる。

- 2 機構は、前項の解約をしたときは、解約の期日及び解約の理由を明らかにして契約の相手方に解約の通知をしなければならない。

- 3 機構は、第1項の解約をしたときは、解約日までの利用料金を徴収するものとする。

(利用料金)

第14条 機構は、施設共用に際しては、利用者から所定の利用料金を徴収する。

- 2 施設共用に係る利用料金に関する基本的な事項はイノベーションセンター長が、利用料金及び徴収方法は部門長が別に定める。

- 3 前項の利用料金には、約款により算出した第10条第2項に定める費用を含むものとする。

(施設等の利用)

第15条 機構は、利用者が施設共用に伴い、共用施設以外の機構の施設（以下「共用外施設」という。）の利用を必要とするときは、業務に支障のない限りこれを利用させることができる。

- 2 機構は、利用者が施設共用に伴い、試料等（放射性物質を含む。以下同じ。）の運搬、

消耗品の手配その他の附帯業務を必要とするときは、業務に支障のない限りこれを実施することができる。

3 機構は、第1項の共用外施設の利用が完了したとき、又は前項の試料等の運搬、消耗品の手配その他の附帯業務が完了したときは、相当の料金を徴収することができるものとする。

4 機構は、第1項の共用外施設を利用させるとき、又は第2項の試料等の運搬、消耗品の手配その他の附帯業務を実施するときは、利用者の申出に基づき、利用者との間で、施設の名称、試料等又は消耗品の種類及び数量、使用目的、方法、期間及び場所、利用料金その他の必要な事項を記載した契約書により契約を締結することができるものとする。

(原状回復等)

第16条 機構は、利用者が施設共用に伴い共用施設又は共用外施設の滅失又は毀損を生じさせた場合は、天災地変その他の不可抗力による場合又は機構の責めに帰すべき事由による場合を除き、利用者に原状回復させるものとする。

(知的財産権)

第17条 利用者が、施設共用により得られた成果に基づき知的財産権に関する出願等を行う場合は、機構と協議するものとする。

(秘密保持)

第18条 機構は、施設共用の実施に当たり、必要に応じ、秘密保持義務等を契約により定めることができる。

2 機構は、前項に規定する契約を締結した場合、秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、前項の契約書に定める目的の範囲を超えて秘密情報を使用しないものとする。

(成果の利用)

第19条 機構は、共用施設を利用して得た成果の利用については、機構法を遵守するために必要な場合には、条件を付することができる。

(特例措置)

第20条 機構は、利用者が国、地方公共団体その他公法人若しくは外国研究機関等である場合又は特別な事情がある場合は、この規則の一部を適用しないことができる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日 31ビ（規則）第4号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日 令02ビ（規則）第1号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日 令05基（規則）第5号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。